

平成20年度第2回柏原市高齢者いきいき元気計画委員会議事概要

進 行 次 第

1. 開会（午後1時から）
2. 会議成立要件の報告（委員数18名のうち、出席委員数14名）
3. 第4期計画について事務局説明

《参考資料》

『柏原市高齢者いきいき元気計画（素案）【第4期柏原市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画】』

4. 質疑応答
5. 事務局より連絡事項
6. 閉会（午後2時45分まで）

【事務局説明に対しての質疑応答については次のとおり】

委員A 10ページのランチを市内に6箇所設置ということですが、例えば、堅上地区だったら、どのようなところを設置されているのですか。

事務局 ランチは6箇所ありまして、基本的には特別養護老人ホームが4箇所、老人保健施設が2箇所ありまして、堅上地区につきましては、「はくとう」があります。

委員A アンケート調査をしておられますけれども、設問に対して「知らない」という回答がある訳ですよ。例えば、16ページにもあるように、「介護予防」という言葉を知っているか、介護予防サービスの利用の仕方を知っているか、といった設問に対して、知らないと答えた方のための周知方法はどのようなことをされているのですか。

事務局 すいませんが、ご質問のご主旨は、予防サービスの給付についてですか、それとも支援についてですか。

委員 A 例えば、特定高齢者ではなく、一般高齢者にも、何年か前に対象者を 3 種類くらいに分けてアンケート調査されましたよね。現在元気な一般高齢者の中で、柏原市高齢者いきいき元気センターを知っていますか、というアンケートをとられて、知らないと答える対象者がいると思うのですが・・・私自身もあまり知らなかったのです。ですから、そのような方に対しての周知方法がどのようにされているのかを聞きたいのですが。

事務局 介護予防給付の話ではなくて、今、おっしゃられているのは、一般高齢者の介護予防事業についてですね。広報ではお知らせさせていただいているのですが、それだけでは不十分だと思われます。実際、特定高齢者を把握しましたら、その方々を訪問しまして、チラシ等の配布と説明をすることで周知を行っております。それでも、まだ「知らない」とおっしゃられる方はかなりいらっしゃると思います。18 年度から介護予防事業を取り組み始めたばかりですが、まだ周知が出来ていないとはいえ、参加率はかなり増えております。全体にそれが浸透していくことで介護予防事業はもっと地域に出て行かなければならないだろうと予想されます。

ここでのアンケートの結果でも、あなたは介護予防を知っていますかという設問に対して、「知っている」33.6%、「聞いたことがあるが内容までは知らない」40.1%、「全く知らない」22.7%、「無回答」3.6%、となっていて、4 分の 1 以上の方がまだ知られていないという現状です。

委員 A ですから、その結果、何十%という数字は出ているのですが、その人達に周知する方法を知りたいのです。

事務局 広報やホームページだけでは不十分と考えられます。チラシ配布など、ボランティアの方達と一緒に介護予防啓発活動をしております訪問時にもできるだけチラシを配布しています。介護予防教室の参加は、やはり口コミというものが一番参加率があがります。そういうことも含めて、周知を図ってまいります。また、委員の皆さまにも、ぜひ、こういう機会、こういうものがあると周知させていただきたいと思います。

委員 A そういったことで浸透はしていくとは思いますが、それでもまだ

大概の方達は知らない方が多いと思うのです。

事務局 今、担当の方から制度周知について説明がありましたが、まず地域のケアマネージャーを通じて市民の方に周知をさせていただいておりますし、それと去年くらいからですが、出前講座にも力を入れておりまして、地域の方に、ぜひ出前講座に呼んでいただきたいとの呼びかけをしております。そういったご要望があれば積極的に伺いたいと体制もっておりますので、地域の方でも出前講座にご協力していただきたいと思います。

委員 A わかりました。出来るだけ皆さんにわかりやすく周知していただけるようにお願いしたいと思います。

委員 B 1 ページ目に平成 27 年以降には団塊の世代が高齢者となり・・・といった表現がありますが、ひとつはですね、団塊の世代という言葉がよく遣われますが、多くの人は正確な定義を知らないです。正確には昭和 22 年から昭和 24 年の間に生まれた人達のことですが、ちょうど私も昭和 24 年生まれなので、こういった表現はあまりいい感じがしないですね。27 年になったら高齢者になるといわれても・・・という気がするので、まず、団塊の世代という言葉遣っても構わないとは思いますが昭和 22 年から昭和 24 年の間に生まれた人達を指すことも付け加えていただいて、高齢者になるという表現を柔らかい表現に変えていただけたらなと思ったので、一つの意見としてとらえていただければいいかと。

それと、特養を増やす計画はもう無いみたいですが、待機者がかなりいらっしゃるんじゃないですか。

事務局 前回のご質問でもありましたが、4 施設で 210 名定員がありまして、4 月 1 日時点で申込されている実人数の待機者が約 200 名弱いらっしゃいます。特養によって差があるとは思いますが、多いところで 100 名を超えています。ただ、1 人の入所希望者がすべての特養に申込みされているのが現状であります。

委員 B それは仕方ないとお考えですか。

事務局 施設整備につきましては大阪府の地域ケア体制整備構想がありまし

て、前回でもご説明はさせていただきましたが、まずは地域密着型の小規模特養を作りなさい、あるいはサテライト型と言うものを作りなさい、そのうえで特養を考えていこうじゃないかということになっています。ただ、定員の問題もありますので、柏原の場合は八尾、東大阪、柏原が1圏域となっておりますので、圏域の中での調整も含め、考慮していただけたらというのが大阪府の考え方であり、大規模はよほど特別な理由がない限り建てないでいただきたい、という回答をいただいております。ただ、圏域サイドの話としては、大阪府に現状の厳しさを訴えております。社会的な現象となっておりますので、柏原市だけでなく各市町村とも大阪府には要望しております。ただ、現在の方針としましては、まず小規模特養から作ってくださいというのが大阪府からの指針ではあります。

委員B 小規模特養の募集はありますか。

事務局 募集はしているのですが、なかなか応募がないのが現状です。実のところ、去年、小規模特養の公募をかけまして、1箇所応募していただいたのですが、1週間くらい経ってから、辞退したいと……。理由をお聞きしたのですが、採算が取れないということと、用地買収が上手くいかない、というこの2点が辞退の理由でした。4期に置きましても、当然、市としましても公募をかけていかなければいけませんので、待機者を解消するためにも、事業所の参入をお願いしたいと考えております。

委員B 結局、採算がとれないから民間としてはやりたがらないのだと思いますので、待っていても出来ないと思いますよ。ですから、地域密着型というのは本当に、これは柏原市の責任ではないけれども、全体的に採算がとれないし、見直していかなければいけないのではないのでしょうか。藤井寺市にサントリーが複合施設を作って、地域密着型の小規模特養とかケアハウスとかデイとか採算合わせていく工夫もされていますから、柏原市も出来る工夫をしていかれたらどうかと思います。

今、介護で一番大きな問題は、介護事業所のスタッフが集まらないという現状ですね。介護報酬を引き上げるとかいう話もありますが、そういったスタッフの対策などを、市の計画でも出来る範囲で、福祉の現場で働くスタッフの待遇を考えてあげないといけないのではないかと思います。ホームヘルパーも集まらないのではないですか。ホー

ムヘルパー２級などの養成研修も実施している市がありませんし、これからどうやってホームヘルパーを確保していくのか、これから先のことを考えたら大切なことじゃないでしょうか。

委員C 福祉大会の参加者数ですが、１７年度に整理・縮小されたというのは、サンヒルで行われていた祝賀会の件ですね、これを整備・統合されて福祉大会と一緒にされたわけですね。

事務局 そうです。

委員C 参加資格者といいますか、今年から６５歳以上ということですね。

事務局 そのとおりです。

委員C 参加の目標数は同じようになっていますが、７０歳が６５歳に繰り下がっても、だいたいこれくらいで見込めますか。今年もこれくらいでしたか。

事務局 そうですね。今年もリビエールホールでさせていただいて１階がほぼ満員となりましたので、約１,０００人程度かと。建物のキャパシティがありますので、２階も含め満員になっても１,１５０人くらいの収容となりますので、今回、年齢を７０歳から６５歳に下げましたけれども、１階および２階が満員になったあたりを目標値としております。

委員C 実は、６５歳にされたので、収容できるのだろうかと少し心配しておりました。どうにか収まって盛況のうちに終わったので良かったと思います。来年以降も６５歳から対象にされるということでよろしいですね。

事務局 はい。そのように予定しております。

委員D ４１ページの介護老人福祉施設が４箇所、介護老人保健施設が２箇所とありますが、その施設の名前を教えてくださいのと、６２ページの街かどデイハウス支援事業のところの、設置数１となっているのですが、私の記憶ですと２箇所あるのではないかと思うのですが、それも分ければ教えてくださいたいです。

事務局 特養が4つありまして、「はくとう」「大阪好意の庭」「第二好意の庭」「柏原寿光園」です。老人保健施設は2つで、「柏原ひだまりの郷」「知恵の和苑」です。

委員D ありがとうございます。それで、この介護老人福祉施設と介護老人保健施設ですが、入所者の方の介護状態が似通っているケースがあるように思われるのですが、どういうところで利用できる施設のラインが設けられているのですか。

事務局 言い方が悪いかもしれませんが、特養の方は病状が重い方、介護度が重い方で状態が安定されている方、医療をあまり必要とされない方が対象となります。老健施設につきましては、基本的には入所期間が3ヶ月、比較的、医療を必要とされる要介護者の方が対象となります。

委員D それでは、3ヶ月経ったらそこから出て行かなければならないということですか。

事務局 基本的にはそうです。

委員D でも、3ヶ月で治るとは限らないわけだから、老人保健施設を転々としなければならないということになりますよね。そういう実態が見えているのは、どこか制度との矛盾を感じてしまうのですが。上手く他の老人保健施設へ移ればいいですが、それが出来なくて状態に変化がないのに3ヶ月で退所せざるを得ない方は、その後、こういった形で医療制度を受けられるのかなととても不安を感じます。医師の判定によるとは思いますが、そんなに変わらない状態と見受けられる方でも認定結果によって入所できる施設が違う訳ですよね。特養に入所できる方の家族は安心といいますか、たとえ病気になっても医療機関にはかかれますし・・・老人保健施設に入所した方の家族は3ヶ月後にはどうしたらいいのかと落ち着かないでしょうし、いざ3ヶ月後に引き取ってきたものの状態が悪化したということになれば、なんのための医療なのかな、というのがありますよね。

柏原市の受け入れ態勢といいますか、現状として八尾市や羽曳野市などの他市の施設を選んで老人保健施設を転々としておられる方が多くいらっしゃると思いますが、それこそ高齢者が増加すれば受け入れ先がパンクし、市で施設を持っていないところは、市民にしわ寄せが

あるのではないかと心配しております。それと、先ほど伺いました街かどデイハウス支援事業ですが・・・。

事務局 18年度まで玉手の「よりみち」がありましたが廃止されました。

委員D 廃止されたのですか。今は「ハッピーハウス神田」ですか。

事務局 旭丘の「サポートセンターころも」です。

委員D 「ハッピーハウス神田」は違うのですか。

事務局 地域密着型サービスのひとつで小規模多機能型居宅介護といひまして、泊まりと訪問と通いを合わせて3つのサービスを1箇所でもらえるものになります。

委員D 街かどデイは、泊まりは出来ないのですか。

事務局 それは出来ないです。地域密着型でも小規模多機能型のみ泊まりが可能です。

委員D 小規模多機能型は増えてきているのですか。

事務局 第3期計画の中で2箇所というのを目標とさせていただいておひまして、小規模多機能型居宅介護は19年の4月1日から片山町に「ハッピーハウス神田」、もう1箇所は先程、説明させていただいたとおり「はくとう」が21年2月くらいに開業を予定していたのですが、大阪府八尾土木事務所により、当該建設予定地が土砂災害の恐れがあるため土砂災害防止法という調査に入っておりますので、それ次第で、まだどうなるかは分らないです。

委員D それが出来たらいいですね。楽しみにしております。ありがとうございました。

委員B 橋下改革によって街かどデイハウス事業の補助が廃止されたのではないですか。

事務局 去年、橋下改革前に平成 19 年度に 1 年間かけて「街かどデイハウスのあり方検討会」が開催され、その結果、600 万円の予算が 300 万円にはなったのですが、引き続き実施しております。

委員 A 62 ページの高齢者住宅改造助成事業とありますが、どういう基準になっているのでしょうか。認定されていないとしてもらえないのか、年齢によって対象となるものですか。

事務局 65 歳以上の介護認定を受けている方が対象となります。65 歳以下の方ですと障がいがある方等が対象となります。所得制限もございます。

委員 B 62 ページの住宅改造助成事業の目標量が空白になっていますが。

事務局 実は、これも橋下改革で府の補助がなくなり市の単独事業となりますので、実施できるかどうか金額等見直さないといけないので、続ける場合は 12 月頃には目標量を提示できるかと考えております。

委員 A 高齢者の家族についてですが、介護している家族が介護に関するいろんな資格や知識を持っていたら介護もしやすく負担を軽減できると聞いたりしていますが、費用もかかりますし、今後、介護している家族に対しての何らかの支援、例えば支援金などがあればいいのに、と思っているのですが。

事務局 家族介護慰労金支給事業という事業があります。

委員 A あるのですか。全然知らずに介護している方もたくさんいると思いますので、先ほど申し上げたように、周知方法を考えていただければと思います。

事務局 重度の要介護 3～5 の方を自宅で 1 年間介護保険を使わずに家族で介護された方に対して支援金という形であるのですが、ほとんど利用されていないのが現状ですので、確かに周知が行き届いていないというのがあるかと・・・。

委員 A だから、皆さん、手に負えなくなったりして預けてしまわれるのですよ。家で介護した方が本人も安心する場合もあると思うので、そう

いった方の家族を支援する制度をもっと周知していただきたいです。

委員 B

介護保険が始まる時に家族介護手当を出そうという案が政府の案にあったのですが、女性の評論家の方が強く反対されて実現しませんでした。なぜかという、介護手当を出すようになれば、ますます介護を女性がせざるを得なくなって、全部、介護に関することが女性の責任となってしまうと強く反対されたわけです。ただ、やはり、現状を見ていたら、一生懸命介護されている家族の方になにか支援があってもいいのではないかな、とは思います。要介護度3～5といいますが、あれも低所得者のみでしょう。個人的には介護手当っていうのは考え直していくべきじゃないかな、そういう時期に来ているのではないかな、と。これは柏原市に言っても、国レベルの話なので仕方ないのですが、なにか機会があれば、こういった意見もあったと言うことで報告していただきたいと思います。

以 上